



平成 26 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名:株式会社三菱ケミカルホールディングス  
代表者名:取締役社長 小林 喜光  
(コード番号:4188)  
問合せ先:広報・IR 室長 高阪 肇  
TEL 03-6748-7120

取締役に対する新株予約権（株式報酬型  
ストックオプション）の割当てに関するお知らせ

当社は、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落による損失も株主の皆様と共有し、より会社業績や中長期的な企業価値向上を促すインセンティブとすることを目的として、本日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条第 1 項及び第 2 項並びに第 240 条第 1 項に従って、新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の募集要項を決定し、当社取締役に対し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等について併せて決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 募集新株予約権の名称

株式会社三菱ケミカルホールディングス第 11 回新株予約権（株式報酬型ストックオプション A プラン）

2. 募集新株予約権の総数 320 個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とします。

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）は 50 株とします。

ただし、割当日（下記 12. に定める通りとし、以下同様とします。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同様とします。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日

の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を行うことが適切である場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」といいます。）に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成 26 年 9 月 13 日から平成 46 年 9 月 12 日まで

6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、「会社計算規則」第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

8. 組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」といいます。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を、次の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は、新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 3. に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記 5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日又は組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記 5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記 6. に準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要することとします。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件  
下記 10. に準じて決定します。
9. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。
10. その他の募集新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、上記 5. の期間内において、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員（以下「役員等」といいます。）のいずれの地位をも喪失した日の 1 年後の応当日の翌日から 5 年間に限り、募集新株予約権を行使できるものとします。
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、平成 45 年 9 月 11 日に至るまで新株予約権者が役員等の地位を失わない場合には、平成 45 年 9 月 12 日から募集新株予約権を行使することができるものとします。
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
11. 募集新株予約権の払込金額の算定方法  
次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した 1 株当たりのオプション価格（1 円未満の端数は四捨五入）に付与株式数を乗じた金額とします。

$$C = Se^{-qt} N(d) - Xe^{-rt} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格（ $C$ ）
- (2) 株価（ $S$ ）：平成26年9月12日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- (3) 行使価格（ $X$ ）：1円
- (4) 予想残存期間（ $T$ ）：4.92年
- (5) 株価変動性（ $\sigma$ ）：平成21年10月9日から平成26年9月12日までの各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率（ $r$ ）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り（ $q$ ）：1株当たりの配当金（平成26年3月期の中間配当金及び期末配当金）÷上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数（ $N(\cdot)$ ）

※上記により算出される金額は募集新株予約権の公正価額あり、有利発行には該当しません。当社は、下記21.に記載する者に対し、当該新株予約権の発行価額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、当社に対する報酬請求権と、新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺します。

12. 募集新株予約権を割り当てる日  
平成26年9月12日
13. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日  
平成26年9月12日
14. 募集新株予約権の行使請求及び払込みの方法
  - (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印のうえ、これを下記15.に定める行使請求受付場所に提出するものとします。
  - (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額（以下、「払込金」といいます。）を、現金にて下記16.に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）に当社の指定する日時までに振り込むものとします。
15. 募集新株予約権の行使請求受付場所  
当社人事室（又はその時々における当該業務担当部署）
16. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所  
株式会社三菱東京UFJ銀行本店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）
17. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等
  - (1) 募集新株予約権の行使の効力は、上記14.に定める新株予約権行使請求書に記載された日に生じるものとします。ただし、行使請求受付場所において受領

された新株予約権行使請求書が払込取扱場所において受領され、かつ、上記 14. (2)に定める払込金が入金された日が、新株予約権行使請求書に記載された日より後れる場合には、新株予約権行使請求書が払込取扱場所において受領され、かつ、払込金が入金された日に生ずるものとします。

(2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、募集新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録するために必要な手続を行うものとします。

18. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置必要となる場合は、会社法の規定及び募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとします。

19. 発行要項の公示

当社は、その本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとします。

20. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は取締役社長に一任します。

21. 募集新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役 2 名

以 上